

平成 23 年度

包括外部監査結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

【概要版】

中小企業育成支援業務の執行について

東大阪市包括外部監査人

公認会計士 酒井 清

目次

第1 包括外部監査の概要.....	1
【1】外部監査の種類.....	1
【2】選定した特定の事件（監査テーマ）.....	1
【3】特定の事件（監査テーマ）を選定した理由.....	1
【4】監査対象.....	1
【5】監査の視点.....	2
第2 監査の結果及び意見のまとめ.....	3
【1】経済部全体に係る主な「監査の結果及び意見」.....	3
A. 経済部における企画調整機能を担う部門を明確化することが望まれる.....	3
B. 開始から一定期間経過した事業をゼロベースで見直す仕組みを導入すべき.....	3
C. 類似事業についてそれぞれの目的や役割を明確化して市民に説明すべき.....	4
D. 政策実績年間報告書の充実及びさらなる活用を図るべき.....	5
E. 補助金に関する事務の適正化を図るべき.....	6
F. 団体への職員派遣について見直しを検討すべき.....	8
G. 財団法人東大阪市中小企業振興勤労者福祉機構が取り組む事業について十分吟味し、その結論及び結論に至った経緯を市民に公表すべき.....	10
H. 市職員が事務局業務を担う団体との関係を整理すべき.....	11
I. 住工共生のまちづくりに向けた取り組みを強化すべき.....	12
J. 補助金及び指定管理料等の精算を交付年度内に実施すべき.....	13
【2】個別の事業に係る主な「監査の結果及び意見」.....	13
A. 「東大阪市立産業技術支援センター」のあり方を早急に検討すべき.....	13
B. 空き店舗の解消を図るため、空き店舗活用促進事業補助金のさらなる普及・啓発に努めることが望まれる.....	14
C. 運営費補助金の使用状況を具体的に検討すべき.....	14
D. 市の外郭団体が委託（市からみると再委託）を行うにあたり、市の財務規則を準用すべき.....	14
E. 「ユトリート東大阪（＝勤労市民センター）」について廃止も含めてそのあり方を検討すべき... ..	14
F. 「グリーンガーデンひらおか」について、廃止も含めてそのあり方を検討すべき.....	15
「監査の結果及び意見」の概要一覧表.....	16
おわりに.....	18

（注1）報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料に限定して行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

（注2）報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

（注3）これは報告書の概要版であり、詳細な内容については報告書を参照のこと。

第1 包括外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件（監査テーマ）

中小企業育成支援業務の執行について

【3】特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

わが国経済は、リーマンショックを契機とする世界的な景気の悪化から回復傾向にあったものの、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により景気の先行きに不透明感が強まっている。なかでも中小企業の経営状況は極めて厳しいものになっていると推測される。

東大阪市（以下、「市」という。）は製造業を営む事業所に占める小規模事業所の割合が90.4%と全国平均の81.3%を大幅に上回っており（平成21年度工業統計調査より）、基盤的技術産業を中心に高い技術力を持った中小企業が多数集積した「中小企業の街」として全国的にも有名な都市となっている。こうした中で、市は①高付加価値化②人材育成③販路開拓④操業環境の確保、をキーワードとして中小企業の育成支援に係るさまざまな施策を実施している。

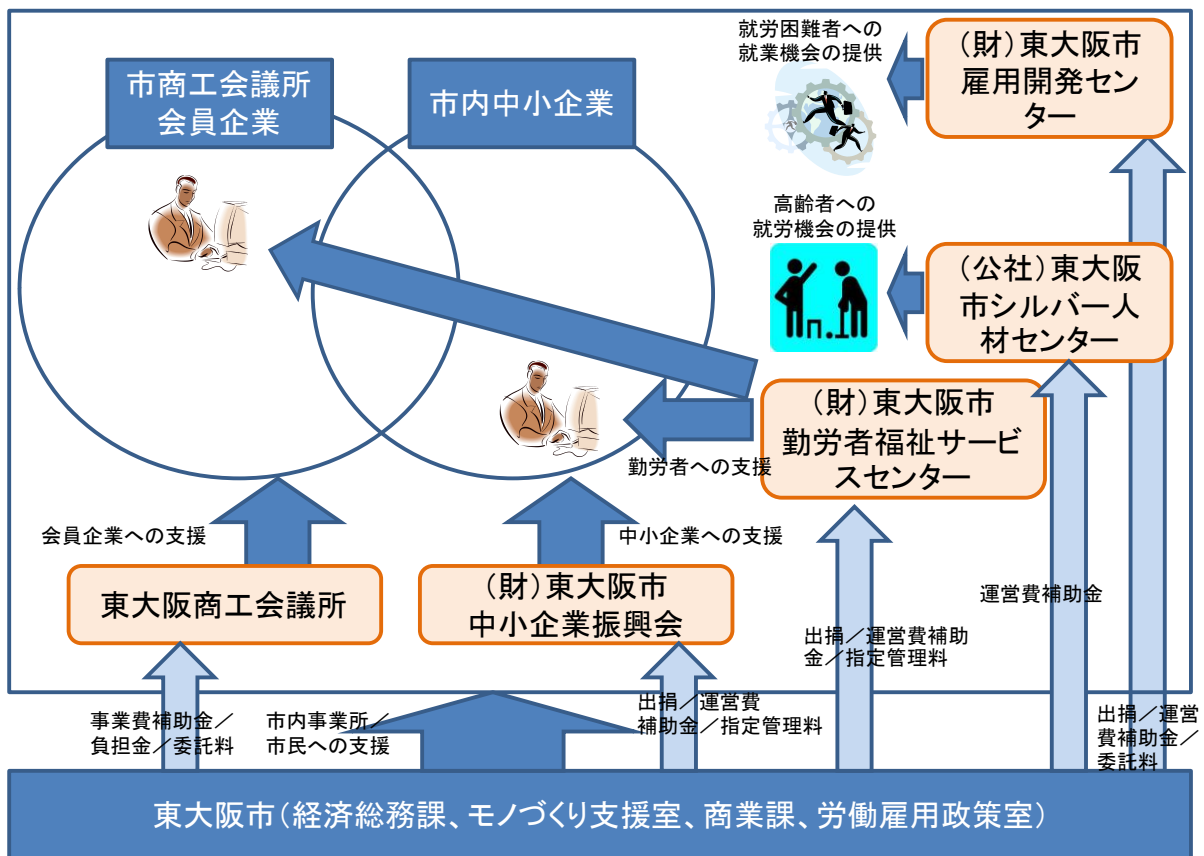
中小企業の育成支援については即効性のある対策が困難なため、対象となる中小企業のニーズをきめ細かく把握するとともに、有用な施策を継続的に実施することが必要となる。そこで、市の代名詞ともいえる「中小企業」の育成支援に係る施策が、法令等に従って経済的・効率的かつ有効に実施されているかどうかを検討することは中小企業関係者を含め、多くの市民の関心も高く、有用であると考え、監査テーマとして選定した。

【4】監査対象

市の経済部は「経済総務課」、「モノづくり支援室」、「商業課」、「労働雇用政策室」、「農政課」の5つの室・課で構成されているが、中小企業育成支援事業を実際に行っているかという観点から、「農政課」を除く4つの室・課を監査対象とした。

また、中小企業に対する育成支援事業は市が直接実施するだけでなく、市が出捐した外郭団体等にその一部を担わせているため、特に市との関係が深い団体についても監査の対象とした（市とそれらの団体との相関図は次ページのとおりである）。

なお、基本的な方針として決算額が1,000千円以上の平成22年度事業を監査対象としたが、監査の実施過程で入手した情報等を考慮し、監査対象に含めることが妥当であると判断した事業を適宜追加した。



【5】 監査の視点

市では「新集中改革プラン」（平成 22 年度～平成 26 年度）を策定しており、外郭団体改革、事務事業の改善、指定管理者制度の積極的な活用といった行財政改革に取り組んでいる。また、第 2 次総合計画（平成 15 年度～平成 32 年度）のなかで、「中小企業支援の充実」、「情報提供の充実」、「中小企業金融の充実」、「商業・業務機能の充実」、「工業の振興」、「労働環境の充実」を中小企業振興施策の大きな柱として設定している。

市が実施する中小企業育成支援業務を取り巻くこれらの環境を踏まえ、特に次の視点を重視して監査を実施した。

- ① 業務が法令や条例等に準拠して行われているか（合规性）
- ② 業務の遂行及び予算の執行をより少ない費用で実施できないか（経済性）
- ③ 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか（効率性）
- ④ 業務の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか（有効性）
- ⑤ 業務について適切な評価が行われ、適時に見直しが行われているか
- ⑥ 業務や施策に関する情報が市民や中小企業者にわかりやすく提供されているか

第2 監査の結果及び意見のまとめ

【1】経済部全体に係る主な「監査の結果及び意見」

A. 経済部における企画調整機能を担う部門を明確化することが望まれる（意見1）

中小企業育成支援に係る事業は経済部が所管しているが、具体的な施策の立案及び実施にあたっては部内で以下の役割分担が行われている。

- ・ 製造業を営む企業への育成支援事業 ⇒ モノづくり支援室
- ・ 商業を営む企業への育成支援事業 ⇒ 商業課
- ・ 勤労者及び離職者への育成支援事業 ⇒ 労働雇用政策室

市の事務分掌規則によると、幅広い業種を対象とする事業はモノづくり支援室が企画・実施することとされているが、上記役割分担からして製造業を中心とした施策に重点がおかれがちである。また、部内の課長職以上が参加する「経済部部課長会議」を毎月2回開催して情報の共有化や意見交換を行っているが、それぞれの室・課が重要であると判断して収集した情報を持ち寄ることになるため、市が行うべき中小企業支援にとって有用な情報が必ずしもすべて網羅されているとは限らない。

それぞれの室・課が主張する事業企画を「市が行うべき中小企業支援」という第三者的な観点から調整するとともに、事業の実施状況を客観的な立場からモニタリングする部門を明確化することが望まれる（たとえば、経済総務課が当該機能を担うことも一つの方法であると考えられる）。

B. 開始から一定期間経過した事業をゼロベースで見直す仕組みを導入すべき（意見2）

昨今の厳しい財政状況のもとで新たな事業を展開していくためには、一方で既存の事業を縮小・廃止することが避けられない。中小企業の育成支援については即効性のある事業を創出することが難しく、また、その効果を検証することが容易でない事業が少なくない。そのため、本来であれば縮小・廃止すべき事業の見直しが十分行われず、結果として、より注力すべき事業に必要な予算が十分に配分されなくなっているリスクがある。

このようなリスクを避けるため、事業開始後、一定期間を設定し、当該期間経過後に事業の廃止も視野に入れた見直しを行う仕組みを導入すべきである。なお、見直しにあたっては、「限られた予算を投入することを合理的に説明できる程度に中小企業の育成支援に役立っていると明確に判断できるかどうか（重点化・優先性があるかどうか）」という観点から検証を行うべきである。

なお、経済部のなかで実施事業数が最も多い「モノづくり支援室」が所管する事業の継続年数は次のとおりである。

(金額単位：千円)

継続年数	事業数	平成 22 年度 決算額	主な事業名
5 年以内	3	8, 853	・東大阪デザインプロジェクト事業、環境ビジネス事業、モノづくりのまち東大阪技術力アピール事業
6 年～10 年	10	216, 171	・中小企業振興会運営補助事業、クリエイション・コア常設展示場出展支援事業、モノづくり立地促進事業、モノづくりワンストップ推進事業ほか
11 年～15 年	7	85, 464	・産業技術支援センター管理経費、技術交流プラザ事業、異業種交流促進事業、中小企業都市連絡協議会経費ほか
16 年以上	4	34, 332	・産業施設管理費、中小企業情報提供事業、東大阪市企業・従業員表彰事業、商工会議所補助金・委託料ほか
合計	24	344, 820	

C. 類似事業についてそれぞれの目的や役割を明確化して市民に説明すべき（意見 3）

経済部の各室・課、経済部所管の外郭団体等及び経済部以外の市の部門が行っている事業について、内容が重複又は類似していると思われるものが次のとおり見られた。

区分	(担当部門・団体名) 事業名等	(参考) 報告書 本編記載箇所
表彰事業	(モノづくり支援室) 東大阪市企業・従業員表彰事業 (労働雇用政策室) 東大阪市企業・従業員表彰事業	第 5 【15】
企業からの 相談受付事業	(経済総務課) 緊急融資等テレフォン相談事業 (財団法人東大阪市中小企業振興会) 相談事業 (東大阪商工会議所) 小規模企業相談事業 (産業技術センター(指定管理者:財団法人東大阪市中小企業振興会) 相談事業	第 5 【22】
研修事業	(商業課) 東大阪あきんど塾 (財団法人東大阪市中小企業振興会) ビジネスセミナー (東大阪商工会議所) 研修事業	第 5 【24】
パソコン講座 実施事業	(財団法人東大阪市雇用開発センター) ワークサポート 事業 (財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンター) 労働 福祉増進事業 (財団法人東大阪市中小企業振興会) ビジネスセミナー	第 5 【27】
労働相談事 業	(労働雇用政策室) 労働相談事業 (財団法人東大阪市雇用開発センター) 地域就労支援事 業 (財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンター) 労働 相談事業 上記のほか、労働基準監督署、ハローワークが実施して いる労働相談事業がある。	第 5 【30】
市内 F 地域 住民に対す る講座提供 施設	(労働雇用政策室) 勤労市民センター (教育委員会) 市民会館 (教育委員会) 青少年女性センター (教育委員会) 社会教育センター	第 5 【30】
中小企業金 融事業	(経済総務課) 中小企業融資事業 (東大阪商工会議所) 小規模事業者経営改善資金融資制 度 (マルケイ融資)	第 5 【21】

大部分の事業については事業目的が相違する等により、事業を区分すること及び事業をそれぞれ実施することについて合理的な理由が認められたものの、一部の事業（研修事業、パソコン講座実施事業）については見直しへの取り組みが必要である。具体的には、研修や講座を受講することによって参加者が得られる効果を最大化できるようにするため、モノづくり支援室、商業課、財団法人東大阪市中小企業振興会及び東大阪商工会議所といった関係諸機関がそれぞれの研修や講座の内容及び実施時期といった情報を共有するとともに、各研修や講座の担当者がそれぞれの役割を十分認識したうえで事業を実施することが必要である。また、利用者の満足度を高めるため、それぞれが実施する研修や講座の目的・役割について市民に対して十分に説明することが必要である。

D. 政策実績年間報告書の充実及びさらなる活用を図るべき

事務事業の効率的な運営と市民サービスの向上を図るためには、事務事業の目的・目標を明確にした年間計画（PLAN）を立てて、達成度を管理しながら実施（DO・CHECK）し、評価・見直し（ACT）を行うことが有用である。市でもこのような考え方を取り入れており、平成 20 年度から PDCA マネジメントシステムを採用している。具体的には、「第 2 次総合計画（前期基本計画第 4 次実施計画）」に掲げられている事業について、各事業実施担当課が「政策実績年間報告書」を作成しているが、次のとおり問題があったため、改善に向けた取り組みが必要である。

① 「政策実績年間報告書」の作成基準を整備すべき（意見 4）

個別事業の内容や重要性を考慮することなく、形式的に「第 2 次総合計画（前期基本計画第 4 次実施計画）」に掲げられている事業についてのみ「政策実績年間報告書」が作成されていた。具体的には、「第 2 次総合計画前期基本計画 施策一覧」に記載されているなど、「政策実績年間報告書」を作成して PDCA サイクルに取り込むことが望ましいと思われるにもかかわらず評価対象に含まれていない事業が複数あった。

PDCA サイクルに取り込むことによって継続的な改善活動を行うべき事業について漏れなく「政策実績年間報告書」が作成されるようにするため、その作成基準を整備すべきである。

② 「政策実績年間報告書」の「課題・問題点」「来年度に向けた改善策」欄が空白となっている事業が多数あったため、記載項目の記入を徹底すべき（意見 5）

平成 22 年度に「政策実績年間報告書」の作成対象となった 43 事業のうち、「課題・問題点」の欄が空白となっていたものが 11 事業、「来年度に向けた改善策」の欄が空白となっていたものが 10 事業あった。「課題・問題点」が全くない事業は通常考えられないため、これらの事業については PDCA マネジメントサイクルの導入による改善効果が十分に達成されていない恐れがある。

報告書を作成する職員の負担を軽減するための配慮や、作成することにより職員が達成感を得られるようにするための工夫を行うことも必要であるが、記載すべき事項については担当課による記入を徹底すべきである。

- ③ 「政策実績年間報告書」において、過年度に記載した「課題・問題点」に対する今年度の対応状況を記入する欄を設けるべき（意見7）

現在の政策実績年間報告書の様式では、過年度の評価結果である「課題・問題点」及び「来年度に向けた改善策」に対する今年度のフォロー状況を記載する欄が設けられていない。過年度に識別した課題や問題点が解消されていない場合、今年度においてもそれが「課題・問題点」として再度記載されることになるものと思われるが、「課題や問題点をなぜ解消できなかったのか」「課題や問題点を解決するために障害となっているものは何か」といったことが深く追求されず、課題や問題点の解決が安易に先送りされてしまう恐れがある。

PDCA サイクルを繰り返すことによって事業の効率性や有効性をより高めるという政策実績年間報告書の作成意義に鑑みれば、今年度の対応状況や達成度合いの記載欄を設けるべきである。

E. 補助金に関する事務の適正化を図るべき

市では「東大阪市補助金等交付規則」を定めることにより、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本事項を定めている。また、補助金の交付先が団体であるものについては、当該規則を補完するものとして、平成20年11月に「団体に対する補助制度運用基準」を策定している。平成22年度に交付された補助金等が当該規則及び基準に準拠しているかどうかを検討したところ、次のとおり問題があったため、事務の適正化に向けた取り組みが必要である。

- ① 補助金の交付にあたっては「団体に対する補助制度運用基準」に厳正に対応すべき（意見11）

平成22年度に交付された団体に対する補助金のうち、「団体に対する補助制度運用基準」に準拠していないものがあった。

(単位:千円、パーセント)

	団体に対する補助金			
		うちモノづくり支援室	商業課	労働雇用政策室
平成22年度決算(金額)	364,179 (100)	174,520	42,269	147,390
(件数)	25 (100)	10	10	5
事業補助でない	266,690 (73)	123,000	0	143,690
補助対象が 予め明確でない	4 (16)	1	0	3
補助終期が3年内と取 り決めていない	128,088 (35)	123,000	4,088	1,000
補助率1/2以上	4 (16)	1	2	1
再補助をしている	341,226 (94)	174,520	19,316	147,390
実績報告書への証憑 添付をしていない	21 (84)	10	6	5
事業広報等への表示 をしていない	342,588 (94)	173,352	22,846	146,390
	16 (64)	7	5	4
	4,088 (1)	0	4,088	0
	2 (8)	0	2	0
	295,193 (81)	147,503	3,000	144,690
	11 (44)	6	1	4
	334,462 (92)	147,503	42,269	144,690
	20 (80)	6	10	4

(注) 表中の()は平成22年度「団体に占める補助金」全体に占める割合。

(参考)「団体に対する補助制度運用基準」

	運用基準	備考
1	事業補助とする	補助目的及び対象の明確化を図る
2	予め補助対象となる項目や用途、費目を定める	補助対象事業に複数の取組みが含まれている場合、個々の取組みについて補助対象とすべきか精査する
3	補助の終期を3年以内とする	継続が必要な場合は継続時点において終期を再設定する
4	対象経費の補助率の上限は1/2とする	1/2を超える場合は、政策的な必要性を明確にする
5	再補助やそれに類する分配行為は認めない	事務負担の軽減効果が大きいこと等を理由に再補助を認める場合は、再補助基準及びチェックシステムを確立し、透明性を確保する
6	実績報告への領収証等(写し)を添付を義務付ける	提供された実績報告(添付書類含む)を審査し、精算すべきか判断(補助金等交付規則第15条)
7	事業広報や購入備品等に補助事業であることの表示を義務付ける	(表示例)「平成〇〇年度東大阪市△△補助金補助事業」

「団体に対する補助制度運用基準」の趣旨

団体に対する補助金は、地方自治法第232条の2に基づき、地方公共団体が公益上必要があると認めた特定の事業等を助成・奨励するために、対価なくして支給する給付金であり、団体が自主的に公益的事業を行う事に対する行政からの支援である。その財源の多くには市民の税金が使われていることから、必要性について市民の理解が十分に得られるものであると同時に、適正な手続によるものでなければならない。

このような「団体に対する補助制度運用基準」の趣旨に鑑みれば、当該基準に厳正に準拠した運用を行うべきである。さらに、東大阪商工会議所に対する補助金については経済部において「商工会議所補助金査定方針」を設定するとともに、毎年これを更新することにより「団体に対する補助制度運用基準」に近づける努力が行われている。しかしながら、東大阪商工会議所等のように財務状況から判断して、運用基準の厳格な適用を実施しても事業の遂行に支障をきたすおそれのないと推定される補助先の団体に対しては、当基準の遵守を早急に求めていくことが必要である。また、何らかの理由によって当該基準に準拠することが困難な場合には、その理由を明確化することが必要である。

- ② 原則としてすべての補助金について、各事業ごとの補助金交付要綱の制定を検討すべき（意見 12）

平成 22 年度に交付された補助金の交付事務について次のとおり問題があった。

「監査の結果」 又は「意見」	補助金名称	報告書本編 記載箇所
補助金の精算の精緻化（多額の精算金が毎年発生している）	中小企業振興会運営補助金	報告書第 5【16】
補助金の精算手続の早期化（補助金の精算が翌年度に行われていた）	中小企業振興会運営補助金	報告書第 5【16】
	シルバー人材センター運営補助金	報告書第 5【26】
	雇用開発センター運営補助金	報告書第 5【27】
運営費補助金の使用実績が不明確（補助金の使用状況について、具体的な検証が行われていなかった）	シルバー人材センター運営補助金	報告書第 5【26】
	雇用開発センター運営補助金	報告書第 5【27】
補助の効果が不明（制度開始から 26 年以上経過している補助金について、効果の検証が行われていなかった）	労働関係団体補助金	報告書第 5【29】
実施報告書のチェックが不十分（前期からの繰越金及び翌期への繰越金がゼロとされている収支決算書について、内容の検討が行われていなかった）		

これらの補助金については「補助金交付要綱」が作成されておらず、「東大阪市補助金等交付規則」を直接の根拠として事務手続きが行われていた。交付事務に関する具体的なルールを明確化していれば上記のような不備は防止できたとも思われるため、各補助金制度の内容を検討したうえで、原則として各事業ごとに「補助金交付要綱」を制定することを検討すべきである。

F. 団体への職員派遣について見直しを検討すべき

市では「東大阪市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」を設けており、経済部では外郭団体に対して次のとおり職員の派遣を行っている。

第 2 条第 1 項	内容	該当する団体（報告書の対象とする団体名のみ抜粋）（注）	平成 22 年度派遣職員数
第 1 号	本市が基本金その他これに準ずるものを出資し、かつ、本市の区域内に主たる事務所を有する団体で、市長が定めるもの	財団法人東大阪市雇用開発センター	1 人
		財団法人東大阪市中小企業振興会	2 人
		財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンター	3 人
第 2 号	前号に掲げるもののほか、その業務の全部又は一部が本市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、本市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるもので、市長が定めるもの	公益社団法人東大阪市シルバー人材センター	1 人

（注）「東大阪市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則」第 2 条より。

① 外郭団体に市職員を派遣する必要性を慎重に検討すべき（意見 13）

市では「人的関与のあり方について」をまとめており、「外郭団体の自立的な運営を促すためにも、必要最小限の人的関与とすること」、「各外郭団体が抱える課題や法人運営上必要な場合に限り派遣を行うものとし、自立的な法人運営を図るという観点から基本的には派遣職員は引き上げるものとする」という方針を明確化している。ところが財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンターについては 3 名の職員を派遣しており、上記方針に沿った派遣となっているか疑問がある。

「人的関与のあり方について」の厳格な運用を図るべく、職員派遣の必要性を慎重に検討すべきである。

② 外郭団体に派遣している市職員の給与等について、業務実態に応じた市と団体の負担関係を決定すべき（意見 14）

「東大阪市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」第 4 条において、「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。」と規定されている。これを受けて、派遣職員の「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当」を市が負担し、それ以外の手当（残業手当など）を各派遣先の団体が負担している。

一方、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」第 6 条第 2 項によると、地方公共団体が派遣職員に対して給与を支給できるのは、派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務等である場合に限定されている。

現状、市が派遣している職員は事務局長や事務局次長といった役職についているケースがほとんどであり、市の委託を受けて行う事業等にのみ従事しているとは必ずしもいえない状況にある。

神戸市が外郭団体に対して市派遣職員の人件費に充当するために交付した補助金について、「市は公益性をまったく審査せず補助金を出しており、直接の給与支給と言われてもやむを得ない」とした神戸判決（平成 21 年 1 月 大阪高裁判決）の趣旨も考慮し、業務の実態に即した人件費の負担関係を早急に整理すべきである。

団体名	平成 22 年度派遣職員数	派遣理由（「派遣職員の取扱いに関する取決め」より従事業務を記載）	各担当者の業務内容
財団法人東大阪市雇用開発センター	1 人（ただし平成 23 年 9 月末で退職）	（1）中高年令者等に適する仕事に関する調査・研究、（2）中高年令者等の労働相談並びに職業指導、（3）仕事の開発及び提供、（4）受託事業の充実と拡張、（5）職員の能力開発、訓練及び研修、（6）財団法人東大阪市雇用開発センターの運営及び内部管理に関する業務	事務局長
財団法人東大阪市中小企業振興会	2 人	（1）商工業の実態調査業務、（2）情報の収集及び提供、（3）中小企業融資の相談業務、（4）中小企業融資あっせん及び信用保証業務、（5）中小企業事業資金の貸付業務、（6）東大阪市立産業技術支援センターの管理、（7）財団法人東大阪市中小企業振興会の運営及び内部管理に関する業務、（8）その他、財団法人東大阪市中小企業振興会の目的達成に必要な事業	事務局長 事務局次長

団体名	平成 22 年度 派遣職員数	派遣理由（「派遣職員の取扱いに関する取決め」 より従事業務を記載）	各担当者の 業務内容
財団法人東 大阪市勤労 者福祉サー ビスセンタ ー	3 人	(1) 労働福祉増進事業、(2) 中小企業勤労者 総合福祉推進事業、(3) 勤労市民センター管理 運営事業、(4) 財団法人東大阪市勤労者福祉サ ービスセンターの運営及び内部管理に関する業 務	事務局長
			事務局次長
			事務局主査
公益社団法人東大阪市 シルバー人 材センター	1 人（ただ し平成 23 年 3 月末で退 職）	(1) 普及・啓発活動の推進、(2) 仕事の開拓 と就業の適正化、(3) 会員の安全就業対策、(4) 自主財源の確保、(5) 技能講習事業等の充実、 (6) 会員の福利厚生事業充実、(7) 事務処理 の効率化と迅速化、(8) 関係機関との連携強化、 (9) 公益社団法人東大阪市シルバー人材セン ターの運営及び内部管理に関する業務	事務局長

G. 財団法人東大阪市中企業振興勤労者福祉機構が取り組む事業について十分吟味し、その結論及び結論に至った経緯を市民に公表すべき（意見 16）

平成 24 年 2 月に財団法人東大阪市中企業振興会と財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンターが合併し、財団法人東大阪市中企業振興勤労者福祉機構となっている。当該合併については両団体の事業や事業所等がすべて新団体（中小企業振興勤労者福祉機構）に引き継がれており、平成 24 年 7 月の公益財団法人移行申請を目指しているとのことである。

ここで、合併前の両団体はそれぞれ課題を抱えているが、その解決に向けた方針が明確になっているとは言いがたい状況にあった。具体的には、財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンターについては、本来の目的である共済事業の加入率が 2.1%と低い水準にあるにもかかわらず、現状分析が十分に行われているとはいえない状況にある。一方で、財団法人東大阪市中企業振興会については、指定管理者として管理を行う東大阪市立産業技術支援センターについて建替えも視野に入れた見直しが不可欠な状況がある。

このような状況の中、そもそも設立の趣旨が異なる両団体が合併して今後どのような事業を行っていくかは極めて重要である。財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンターは勤労者の保護を目的としており、財団法人東大阪市中企業振興会は中小企業者に対する支援を目的としている。ところが、今後の事業方針等について協議は行っているものの、合併時点においては具体的な基本計画（事業計画）等が作成されておらず、どの事業や事業所等を存続・廃止するのか確定されていない。今後、どのような事業を行っていくのかについて十分に吟味し、その結論及び当該結論に至った経緯を市民に公表すべきである。

H. 市職員が事務局業務を担う団体との関係を整理すべき

経済部では市役所庁舎内に次の団体の事務局を設置し、市職員が当該団体の事務局業務を行っている。

団体名（事務局を担う市担当課名）	団体の活動目的（主な事業）	団体事務局業務を担当する市職員人数	団体事務局業務を担当する職員に兼務発令の有無	団体事務局スペースに対する使用料を市が徴収しているか	左記以外の市と団体との関係
東大阪観光協会（商業課）	市の観光啓発や振興等（観光案内冊子等の作成）	0.2 人程度	無	徴収していない	市委託料
東大阪ブランド推進機構（モノづくり支援室）	東大阪市から誕生した製品の魅力を都市ブランドとして発信し、認定された製品の販路開拓や都市イメージの向上を図る（東大阪ブランド商品のPR活動事業等）	0人(団体雇用職員が別途2人)	無	徴収していない	無
東大阪物産観光展示協力会（モノづくり支援室）	近鉄奈良線布施駅構内の展示ケースに当会会員企業の製品を展示し、市民にアピールする。	ほぼ0人	無	徴収していない	無
東大阪市企業人権協議会（労働雇用政策室）	同和問題等の人権問題解決のため（研修会開催等）	0.3 人程度(再任用職員)	無	徴収していない	無

- ① 市職員が団体の事務局業務を行うにあたり、職務専念義務の解除など必要な手続を行うべき（結果1、2）

市職員が各団体の事務局業務を兼務することについて兼務の承認手続がなされておらず、市の「職務に専念する義務の特例に関する条例」第2条及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」に違反している。また、市の事務分掌規程において各団体の事務を担うことは明記されていない。各団体の事務局業務を行っている職員の兼務状況について必要な承認手続をとるなどの整理を行うべきである。

- ② 市職員が事務局業務を担う団体について、庁舎内の設置している事務局スペースに係る賃借料などの費用負担関係を明確化すべき（意見17、23）

経済部職員が事務局業務を行っている各団体について、次のとおり費用負担関係の問題がある。

- ・団体の人件費をすべて市が負担しており、各団体に対して費用負担を求めている
- ・各団体の事務局は市役所庁舎内に設置されているが、賃貸借契約（目的外使用許可手続）がとられていない

確かに各団体が行っている業務は市の業務と強い関係があると認められるが、特定の団体に特別な配慮をすることについて十分な説明及び必要な手続が行われているといえない状

況にある。各団体との間における費用負担関係を早急に明確化すべきである。なお、当該指摘については市のすべての部門において同様の団体がないか調査のうえ、費用負担関係を明確化するとともに、市民に対して説明すべきである。

③ 市職員が事務局業務を行う場合のルールを明確化すべき（意見 18）

市では、「団体に対する補助制度運用基準」において次のとおり「市職員が支出先団体の事務局業務を行う場合の注意事項」をまとめている。

市職員が団体の事務局業務を行う場合、その事業活動に対する市の影響力が発揮されやすいが、一方で本来、自主的・自発的に活動すべき団体の自律を阻害する恐れがある。また、団体の会計は市の会計から独立しており、機動的・弾力的な執行が可能である反面、ややもすれば本来市の会計で執行すべき予算との境界が不明確となり、結果的に不適切な会計処理を生じさせる恐れもある。

そのため、市職員が団体の事務局業務を行う場合は、法律等に定めのある場合を除き、事業を設定するとともに、公務と団体事務を明確に区分して執行し、団体会計の取扱いにおいては、不適切な会計処理を未然に防止するため、帳簿や残金について複数の者が定期的に確認するなどのチェック体制をとるものとする。

当該注意事項は「団体に対する補助制度運用基準」に記載されていることもあり、補助金交付先の団体にしか適用されないと解釈されている。しかしながら、市職員が事務局業務を行う場合に留意すべき事項は、団体に対して補助金が交付されているかどうかによって違いはないため、市職員が団体の事務局業務を行う全ての場合に当該注意事項を適用するようにすべきである。

I. 住工共生のまちづくりに向けた取り組みを強化すべき（意見 21）

市は「中小企業のまち」として有名であるが、その最大の特徴は内陸部にありながら大規模な工業集積を実現している点にある。ところが、長引く経済不況などによって廃業された工場跡地に住宅が建設され、住宅が工場のすぐ近く建てられることが多くなっている。工場と住宅の混在は時に感情的な対立を招き、操業環境及び住環境のいずれにとっても悪影響を及ぼすことが少なくない。

平成 21 年 1 月に東大阪市住工共生地域整備調査検討委員会から提出された「住工共生の地域整備に向けて＜最終報告＞」を受けて、市は同年 4 月に「住工共生のまちづくりビジョン」を策定し、補助制度の拡充などの対応を行っているものの、必ずしも十分な効果が上がっているとはいえない状況にある。

市の最大の強みである工業集積を維持するために、「住工共生の地域整備に向けて＜最終報告＞」及びそれを受けて策定された「住工共生のまちづくりビジョン」の実現に向けて今後、迅速かつ、着実に進むよう取り組みを強化すべきである。

J. 補助金及び指定管理料等の精算を交付年度内に実施すべき（意見 29、51、56、68、39）

市から外郭団体へ交付されている補助金や指定管理料の不用額の精算が翌年度に行われているものが次のとおりあった。交付年度内に精算が行われない場合、予算に対する実績精算が翌年度にずれ込み、市が作成する決算書が実態を適切に表さなくなるとともに、各年度における補助額や指定管理料が適切に開示されなくなる。補助金や指定管理料について不用額が生じた場合、交付年度内の精算を行うべきである。

「監査の結果」 又は「意見」	補助金名称	報告書本編 記載箇所
補助金の精算手続の早期化 (補助金の精算手続が翌年度に行われている)	中小企業振興会運営補助金	報告書第5【16】
	シルバー人材センター運営補助金	報告書第5【26】
	雇用開発センター運営補助金	報告書第5【27】
	労働福祉事業補助金	報告書第5【30】
指定管理料に係る管理経費の精算に関する規定を見直すべき(指定管理料の精算手続が翌年度に行われている)	東大阪市立産業技術支援センター管理運営経費	報告書第5【19】

【2】個別の事業に係る主な「監査の結果及び意見」

A. 「東大阪市立産業技術支援センター」のあり方を早急に検討すべき（意見 37）

市では市内中小企業の振興を図るため、中小企業振興にかかわる諸問題について調査研究、並びに協議し、もって地域経済の発展に資することを目的として東大阪市中心企業振興対策協議会を設置している。同協議会が平成 20 年 2 月に提出した報告書によると、「産業技術支援センターは築 33 年が経過し老朽化が進行するほか、クリエイション・コア東大阪における産学連携が強化される中、研究開発ニーズが相対的に低下しており、持つべき機能も含めて施設の見直しの時期を迎えている（同報告書 70 ページ）」とされており、平成 24 年 3 月末にわが国初の本格的な高規格集合工場と公的技術支援機関（注：東大阪市立産業技術支援センターのこと）との一体施設である「テクノ・コンプレックス高井田（仮称）」を建設する構想が提言されていたものの、具体的な進展はない。

当該施設については維持管理のみで毎年約 50,000 千円を投入しており（指定管理料。それ以外にも平成 22 年度には機器購入代金 9,954 千円が発生している）、老朽化しているためそう遠くない時期に大規模な改修工事が必要となることが明らかである。このような状況において東大阪市立産業技術支援センターの将来的のあり方が具体的に検討されていないことは問題であるため、早急に検討を開始すべきである。

B. 空き店舗の解消を図るため、空き店舗活用促進事業補助金のさらなる普及・啓発に努めることが望まれる（意見 46）

市内の商業団体がその活性化のために空き店舗を活用することにより、一般公衆の利便に寄与することを目的として、空き店舗活用促進補助金制度が設けられている。ところが当該補助金については平成 22 年度において予算の不用額が 5,134 千円生じており（執行率 61.4%）、その理由として、店舗の賃料設定が高いこと、補助金制度の周知が十分なされていないこと、そもそも空き店舗率が高い商店街で開業するニーズ自体が乏しいことが挙げられている。

空き店舗の解消という補助金制度の趣旨からすれば、空き店舗率の高い集積地に対する普及・啓発活動をさらに推進することが望まれる。

C. 運営費補助金の使用状況を具体的に検討すべき（結果 3、4）

市は公益社団法人東大阪市シルバー人材センター及び財団法人東大阪市雇用開発センターに対し、それぞれ 49,500 千円、73,290 千円の運営費補助金を交付している。予算額の決定にあたっては補助対象経費の積算を行っているものの、実際の使用状況については補助金の実績報告書や団体の決算報告書を入手しているのみであり、証憑確認などの具体的な検証作業が行われていない。

「東大阪市補助金等交付規則」で定められているとおり、交付された補助金が目的どおりに使用されているかどうかを具体的に確認すべきである。

D. 市の外郭団体が委託（市からみると再委託）を行うにあたり、市の財務規則を準用すべき（意見 52）

財団法人東大阪市雇用開発センターは、就労支援事業の一環としてパソコン講座を実施しているが、平成 20 年度から 22 年度までの間、相見積もりをとることなく市内の専門学校と随意契約を締結している（当該パソコン講座は平成 18 年度まで市が直接運営しており、市が当該専門学校に委託していた経緯がある）。

市が 5 万円以上の随意契約を行う場合、2 人以上の者から見積書を提出させなければならない。（東大阪市財務規則第 108 条）。外郭団体を經由して委託すれば相見積もりが必要ないとしたのでは契約の公正性を確保するという当該規則の趣旨が潜脱されてしまう。そのため、外郭団体が委託を行う場合は市の財務規則を準用し、相見積もりを実施させるべきである。

E. 「ユトリート東大阪（＝勤労市民センター）」について廃止も含めてそのあり方を検討すべき（意見 64）

「ユトリート東大阪」は、勤労者をはじめ市民に開かれた、いつでも誰でも自由に利用できる「ゆとり創造」の施設イメージを基本とした、潤い・情報・余暇を満足させる多目的機能を備えた勤労福祉サービスの拠点となる施設である。

当該施設においては、指定管理者として施設を管理運営する財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンターが労働福祉増進事業（勤労者をはじめとして誰もが参加できる囲碁・将棋大会、ヨガ教室、寄席などを開催）や共済事業（会員に対する慶弔見舞給付金（各種祝金、見舞金）

の支給や財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会の慶弔共済に加入して実施している大規模災害の給付請求事務)を実施している。

ここで、財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンターは、「勤労者の福祉の増進と教養・文化の向上を図ることを目的(寄付行為規則第3条)」として設立された団体である。このような団体が非公募で管理運営するユトリート東大阪で対象者を勤労者に限定しない事業が行われている点において、施設の利用目的と利用実態に乖離が生じている。

当該施設が所在する地域には「市民会館」「青少年女性センター」及び「社会教育センター」といった労働福祉推進事業と同様のサービスを提供している公的施設が複数存在していること、また、共済事業はユトリート東大阪でなければできないような事業ではないこと、などを考慮すると、「ユトリート東大阪」については廃止も含めてそのあり方を検討すべきである。

F. 「グリーンガーデンひらおか」について、廃止も含めてそのあり方を検討すべき(意見72)

グリーンガーデンひらおかは、平成13年9月に大阪府から無償譲渡を受けた後、改修工事を経て平成15年11月にオープンした休養施設であり、平成19年度から民間企業が指定管理者として同施設の管理運営を行っている。

当該施設の建物及び敷地については大阪府とのあいだで期間を30年間(平成13年9月1日～平成43年8月31日)とする無償使用貸借契約が締結されており、使用权の譲渡・転貸し・形質の変更は禁止されている。また、施設を返還する場合には更地にして返還しなければならないことになっている(仮に期日前に返還する場合であっても、期日である平成43年8月末に返還する場合であっても更地にして返還しなければならない)。

施設が老朽化していることもあり、平成16年度以降は毎年平均して約76万円の修繕費用が発生している。また、平成15年に実施した耐震診断においては要改修との結果が出ているため、施設を存続させるために改修を行うとなれば、今後さらに多額の改修費用が必要となる。この他にも、毎年指定管理者に対して1,770万円を委託料として支出している。

グリーンガーデンひらおかの平成22年度の利用状況は6.08%とかなり低い水準にあるため、市民の利用ニーズや費用対効果などをも勘案し、事業の廃止も含めてそのあり方を検討すべきである。

「監査の結果」及び「意見」の具体的な内容は報告書本編のとおりであり、全77件(うち「監査の結果」4件、「意見」73件)である。

「監査の結果及び意見」の概要一覧表

報告書本編記載		結果又は 意見番号	「監査の結果及び意見」の概要(注)	概要版
場所	頁			
第5	[1]2.(1)	44	意見1 経済部における企画・調整機能を担う部門を明確化することが望まれる	第2【1】A
	[2]2.(1)	46	意見2 開始から一定期間継続した事業をゼロベースで見直す仕組みを導入すべき	第2【1】B
	[3]2.(1)	49	意見3 類似事業についてそれぞれの目的や役割を明確化して市民に説明すべき	第2【1】C
	[4]2.(1)	51	意見4 「政策実績年間報告書」の作成基準を整備すべき	第2【1】D①
	[4]2.(2)	53	意見5 「政策実績年間報告書」の「課題・問題点」「来年度に向けた改善策」欄が空白となっている事業が多数あったため、記載項目の記入を徹底すべき	第2【1】D②
	[4]2.(3)	55	意見6 「政策実績年間報告書」の記載項目について記載すべき事項がない場合、「該当なし」と記載すべき	
	[4]2.(4)	56	意見7 「政策実績年間報告書」において、過年度に記載した「課題・問題点」に対する今年度の対応状況を記入する欄を設けるべき	第2【1】D③
	[4]2.(5)	56	意見8 「政策実績年間報告書」と「市政マニフェスト実施状況一覧表」の書式統一を検討すべき	
	[5]2.(1)	57	意見9 事業の評価にあたってアウトカム指標の導入を検討すべき	
	[6]2.(1)	59	意見10 施設の利用状況を把握するにあたり、「稼働率」を適切に算定すべき	
	[7]2.(1)	61	意見11 補助金の交付にあたっては「団体に対する補助制度運用基準」に厳正に対応すべき	第2【1】E①
	[7]2.(2)	64	意見12 原則としてすべての補助金について、各事業ごとの補助金交付要綱の制定を検討すべき	第2【1】E②
	[8]2.(1)	65	意見13 外郭団体に市職員を派遣する必要性を慎重に検討すべき	第2【1】F①
	[8]2.(2)	66	意見14 外郭団体に派遣している市職員の給与等について、業務実態に応じた市と団体の負担関係を決定すべき	第2【1】F②
	[9]2.(1)	70	意見15 外郭団体の公益認定法人への移行にあたり、進捗状況を把握するなど所管課が適切な管理を行っていくことが望まれる	
	[9]2.(2)	70	意見16 財団法人東大阪市中小企業振興労働者福祉機構が取り組む事業について十分に吟味し、その結論及び当該結論に至った理由を市民に公表すべき	第2【1】G
	[10]2.(1)	72	結果1 市職員が団体の事務局業務を行うにあたり、職務専念義務の解除など必要な手続を行うべき	第2【1】H①
	[10]3.(1)	73	意見17 市職員が事務局業務を担う団体について、庁舎内の設置している事務局スペースに係る賃借料などの費用負担関係を明確化すべき	第2【1】H②
	[10]3.(2)	73	意見18 市職員が団体の事務局業務を行う場合のルールを明確化すべき	第2【1】H③
	[11]2.(1)	75	意見19 実施事業に関する情報を中小企業(利用者)に対してわかりやすく発信することが望まれる	
	[12]2.(1)	78	意見21 「住工共生のまちづくりビジョン」の実現に向けた取り組みを強化すべき	第2【1】I
	[13]2.(1)	79	意見22 産業施設に係る使用料の回収管理を適切に実施すべき	
	[14]2.(1)	81	結果2 市職員が東大阪観光協会の事務局業務を行うにあたり、職務専念義務の解除など必要な手続を行うべき	第2【1】H①
	[14]3.(1)	81	意見23 市職員が事務局業務を担う東大阪観光協会について、庁舎内の設置している事務局スペースに係る賃借料などの費用負担関係を明確化すべき	第2【1】H②
	[14]3.(2)	82	意見24 「業務委託完了報告書」に記載されている業務内容が委託契約に従ったものであるかどうかを適時に確認し、委託内容と異なっている場合は直ちに委託料を返還させるべき	
	[14]3.(3)	83	意見25 随意契約による契約相手の選定を見直すべき	
	[15]2.(1)	85	意見26 「東大阪テクノスター制度」の事業効果を検証し、廃止も視野に入れた見直しを行うべき	
	[15]2.(2)	85	意見27 「優良企業表彰制度」の事業効果を十分に検証することが望まれる	
	[16]2.(1)	88	意見28 財団法人東大阪市中小企業振興会に交付している運営費補助金について、毎年多額の精算が発生しているため予算段階での精算をより精緻化すべき	
	[16]2.(2)	89	意見29 財団法人東大阪市中小企業振興会に交付している運営費補助金について、精算が翌年度に行われていたため交付年度内に精算を行うべき	第2【1】J
	[16]2.(3)	90	意見30 求償権の回収業務について将来的なあり方を検討すべき	
	[17]2.(1)	93	意見31 「モノづくりワンストップ推進事業」におけるコーディネーターの意見を施策に取り入れることを検討すべき	
		93	意見32 「モノづくりワンストップ推進事業」について、利用企業に対してアンケートを実施するなど事業効果を検証することが望まれる	
	[18]2.(1)	96	意見33 東大阪商工会議所に補助金を交付するにあたり、商業分野での施策にもより注力することが望まれる	
	[18]2.(2)	98	意見34 東大阪商工会議所に交付する補助金について、「団体に対する補助制度運用基準」の遵守に向けた取り組みを早期化すべき	第2【1】E①
	[18]2.(3)	99	意見35 「創業塾運営事業」について、受講者のニーズに合った研修を提供できるよう体制を整備することが望まれる	
	[18]2.(4)	102	意見36 市が交付した助成金が東大阪商工会議所の計算書類に計上されていないため、計算書類入手後に内容を確認すべき	
	[19]2.(1)	107	意見37 東大阪市立産業技術支援センターのあり方を早急に検討すべき	第2【2】A
	[19]2.(2)	110	意見38 東大阪市立産業技術支援センターで貸し出している機器について、利用料金設定の根拠を明確化すべき	
	[19]2.(3)	111	意見39 東大阪市立産業技術支援センターの指定管理料について、精算が翌年度に行われていたため協定書を整備して交付年度内の精算を行うべき	第2【1】J
	[20]2.(1)	114	意見40 発行回数や部数を減らすなど、非製造業に対する中小企業だよりのあり方を見直すべき	
	[20]2.(2)	114	意見41 中小企業支援施策に関する情報提供のあり方を不断に見直すべき	
	[21]2.(1)	119	意見42 「中小企業融資事業」で市内の中小企業者に対する貸出利率を低く抑えるために、市が金融機関に対して4億円の預託金を差し入れていることについて市民に十分な説明することが望まれる	
	[21]2.(2)	120	意見43 「中小企業融資事業」に関して金融機関が実施する事後調査(フォローアップ)の結果を入手するなど、制度の改善に向けた対応を行うべき	
[21]2.(3)	121	意見44 「政策実績年間報告書」における「中小企業融資制度」の評価指標を見直すことが望まれる		

(注) 報告書本編の「監査の結果」又は「意見」の内容をまとめたものである。

報告書本編記載		結果又は 意見番号	「監査の結果及び意見」の概要(注)	概要版
場所	頁			
【22】2.(1)	121	意見45	「緊急融資等テレフォン相談事業」について、アンケートを実施するなどして金融相談窓口を設置することの効果把握すべき	
【23】2.(1)	123	意見46	空き店舗の解消を図るため、空き店舗活用促進事業補助金のさらなる普及・啓発に努めることが望まれる	第2【2】B
	124	意見47	空き店舗の解消を図るため、空き店舗活用促進事業補助金と商業集積魅力アップ事業補助金の連携を強化することが望まれる	
【23】2.(2)	126	意見48	空き店舗の解消を図るため、空き店舗情報ネットのより一層のPRに努めることが望まれる	
【24】2.(1)	128	意見49	類似する研修事業を統廃合することにより、効率的・効果的に研修を行うことが望まれる	
【25】2.(1)	133	意見50	補助金交付先の団体において事業別会計を採用することにより、「団体に対する補助制度運用基準」への準拠を明確化することが望まれる	
【26】2.(1)	136	結果3	公益財団法人東大阪市シルバー人材センターに対する運営費補助金について、使用実績を具体的に検討すべき	第2【2】C
【26】3.(1)	136	意見51	公益財団法人東大阪市シルバー人材センターに交付している運営費補助金について、精算が翌年度に行われていたため交付年度内に精算を行うべき	第2【1】J
【27】2.(1)	138	結果4	財団法人東大阪市雇用開発センターに対する運営費補助金について、使用実績を具体的に検討すべき	第2【2】C
【27】3.(1)	138	意見52	市の外郭団体が委託(市からみると再委託)を行うにあたり、市の財務規則を準用すべき	第2【2】D
【27】3.(2)	139	意見53	財団法人東大阪市雇用開発センターが実施するワークサポート事業と中小企業振興会が実施するビジネスセミナーにおいてパソコン講座を行っているため、それぞれの情報を共有する体制を整備すべき	
【27】3.(3)	140	意見54	財団法人東大阪市雇用開発センターで実施する就労相談について、相談内容や顛末を後日確認することができるように記録を整備すべき	
【27】3.(4)	141	意見55	市の「外郭団体統廃合方針」によると財団法人東大阪市雇用開発センターは平成25年度に廃止されることとなっているため、具体策を策定すべき	
【27】3.(5)	141	意見56	財団法人東大阪市雇用開発センターに交付している運営費補助金について、精算が翌年度に行われていたため交付年度内に精算を行うべき	第2【1】J
【28】2.(1)	144	意見57	市が財団法人東大阪市雇用開発センターと締結している委託契約(警備、清掃など)について随意契約による方式を改めるなど、全庁的なコスト削減に向けた取組みを進めるべき	
【28】2.(2)	145	意見58	財団法人東大阪市雇用開発センターに対する委託料の積算単価を見直すとともに、その経緯を市民に公表することが望まれる	
【29】2.(1)	147	意見59	東大阪労働団体連絡協議会に対して補助金を交付する効果を検証すべき	
【29】2.(2)	147	意見60	「団体に対する補助制度運用基準」に準拠すべく、東大阪労働団体連絡協議会に対する補助金を事業補助にすべきである	
【29】2.(3)	148	意見61	東大阪労働団体連絡協議会から提出を受ける実施報告書についてチェックを適切に行うべき	
【30】2.(1)	150	意見62	「ユトリート東大阪」で実施している労働相談業務の縮小又は廃止を検討すべき	
【30】2.(2)	151	意見63	外郭団体の自立的かつ効率的な運営を行うため、派遣職員を削減又は廃止しプロパー職員の採用を増やすべき	
【30】2.(3)	152	意見64	「ユトリート東大阪」について、廃止も含めてそのあり方を検討すべき	第2【2】E
【30】2.(4)	154	意見65	「ユトリート東大阪」で実施する催し物について、受益者負担に関する考え方を明確化したうえで料金設定を行うべき	
【30】2.(5)	154	意見66	財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンターが実施する「ユトリート共済」の加入状況について現状分析を行い、加入率の引き上げに向けた対応策を検討すべき	
【30】2.(6)	155	意見67	「ユトリート東大阪」の「政策実績年間報告書」において、アンケート調査の結果から得られた満足度を評価指標に追加すべき	
【30】2.(7)	156	意見68	「労働福祉事業補助金」について、精算が翌年度に行われていたため交付年度内に精算を行うべき	第2【1】J
【31】2.(1)	157	意見69	施設の破損に関する責任を明確化するため、定期的に実地調査を行うべき	
【31】2.(2)	158	意見70	「グリーンガーデンひらおか」の「指定管理者の管理運営に関する協定書」を改定し、施設の修繕に係る負担関係を明確化すべき	
【31】2.(3)	158	意見71	平成18年度に「グリーンガーデンひらおかあり方検討委員会」が提言した利用者の目標数値等の達成状況を継続的にフォローアップを行うべき	
【31】2.(4)	159	意見72	「グリーンガーデンひらおか」について、廃止も含めてそのあり方を検討すべき	第2【2】F
【31】2.(5)	160	意見73	「グリーンガーデンひらおか」について、第2次耐震診断を早期に実施すべき	

(注) 報告書本編の「監査の結果」又は「意見」の内容をまとめたものである。

おわりに

今般の包括外部監査において発見された事項は、包括外部監査報告書ならびに概要版に記載したとおりであるが、最後に外部監査人の所感を述べたい。

今回、貴市における重要な施策テーマである「中小企業育成支援業務の執行」について、主として当該施策の所管部署である経済部の各担当課を中心に監査を実施したところですが、第5 監査の結果及び意見の「全般的事項」としての記載のとおり、経済部全体にかかる問題点はもとより、全庁的な課題として認識していただき、今後の改善に向けた取り組みを期待したい事項として「縦割り組織の業務の弊害の解消」がある。

たとえば、今回下記のような事項を記載しているが、これらの事項の改善への取組みは、施策・事務事業を直接担当する部署だけでなく、これらの事務事業の執行に当たっての全庁的な視点での方向性を定め、条例・規則・要綱等の運用・調整に関連する官房部門（企画、財政、人事、管財等）が、その執行状況を定期的にモニタリング（監視機能）する制度を確立し、業務の遂行に関する全庁的・横断的なP D C Aサイクルの運用を進めていくことが重要であると考えている。

- ① 政策実績年間報告書（P D C Aサイクル）の充実の必要性
- ② 長期継続している事業の定期的な見直し
- ③ 全庁的な視点での類似事業の見直し
- ④ 市職員が事務局を担う団体との関係の整理
- ⑤ 関連外郭団体への職員派遣の解消

以上